

東京経済大学研究助成費制度規程

(目的)

第1条 本学は専任教員の学術研究及び教育の向上を期するため、研究助成費を専任教員に支給する制度を設ける。

(助成費の種類)

第2条 研究助成費は以下の2種類とする。

- (1) 個人研究助成費。個人研究助成費とは単年度に個人に支給される研究助成費のことをいう。
- (2) 共同研究助成費。共同研究助成費とは、単年度に3名以上の専任教員による共同研究に支給される研究助成費のことをいう。

(申請資格及び欠格事項)

第3条 研究助成費の申請資格を有する者は、本学専任教員に限られる。

2 前項の規定にかかわらず、以下の者は研究助成費の申請を行うことができない。

- (1) 研究助成費申請年度以前の個人・共同研究助成費の受給者、及び国内・国外研究員であって、その研究成果が未発表又は未届け若しくは公表が猶予されている等の理由により、本規程第7条に定める学術研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経ていない者
- (2) 研究助成費申請年度に国内・国外研究員である者

(申請)

第4条 研究助成費の支給を受けようとする者は、本学所定の書式による研究計画書及び助成費使用計画書を、運営委員会を経て学長に提出しなければならない。

2 研究助成費の支給を受けようとする者は、同時に本規程の複数の研究助成費に対して申請を行うことができない。

(研究助成の決定)

第5条 研究助成費の支給は、運営委員会の議を経て、代議員会の承認を得るものとする。

(研究報告書の提出)

第6条 共同研究助成費の支給を受けた者は、研究期間終了後2ヶ月以内に、第7条に定める研究成果とは別に、本学所定の研究報告書を運営委員会に提出しなければならない。

(研究成果の提出)

第7条 研究助成費の支給を受けた者は、研究期間終了後1年以内に研究成果を公表しなければならない。

- 2 共同研究助成費については、構成員全員が共同論文又は単独論文を公表しなければならない。
- 3 研究成果の公表は、原則として本学紀要にこれを行う。ただし、学外に公表することを妨げない。
- 4 研究成果を学外に公表する場合には、当該年度の助成費による研究成果であることを明記し、研究期間終了後1年以内に刊行物を1部運営委員会に提出しなければならない。ただし、事情により明記できない場合には、当該論文が本学研究助成費の研究成果であることを明記した書面の提出により、これに代えることができる。
- 5 研究成果が未公表であっても、以下の各号のいずれかを満たす場合は、研究成果公表の認定を受けたものとみなす。
 - (1) 本学紀要においては、各編集委員会に論文等が提出され、委員会が掲載を決定し、運営委員会にその旨を報告した場合。
 - (2) 学外における公表においては、掲載決定若しくは出版決定を明示した書面を運営委員会へ提出した場合。ただし、掲載又は刊行予定の原稿のコピーを1部運営委員会に提出しなければならない。

(研究成果の提出猶予)

第8条 研究助成費の支給を受けた者が特別な事情で前条第1項に定める期限内に研究成果を公表できない場合は、その理由書を運営委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、前項の手続きにより、1年にかぎって研究成果の公表の延期を認めることができる。

(研究成果等の取り扱い)

第9条 学術研究センター長は提出された研究成果を、運営委員会の議を経て認定し、代議員会に報告しなければならない。

- 2 研究成果が未発表又は未届けの場合も運営委員会はその旨を代議員会に報告することとする。

(共同研究における役割分担)

第10条 共同研究において、研究代表者は会計担当者を兼任することができない。

(共同研究における学外研究者)

第11条 共同研究は必要に応じて学外者を加えることができる。ただし、学外研究者は研

究代表者及び会計担当者になることはできない。

(運用)

第12条 この規程の運用は別に定める「研究助成費制度施行細則」による。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この規程は、1994年(平成6年)4月1日から施行する。

付 則

この規程は、1995年(平成7年)4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、1997年(平成9年)4月1日から改正施行する。

付 則

- 1 この規程は、2001年(平成13年)4月1日から改正施行する。
- 2 2000年度(平成12年度)以前の受給者についても、この規程を適用する。

付 則

この規程は、2006年(平成18年)7月12日から改正施行する。

付 則

- 1 この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。
- 2 経過措置として、2009年度(平成21年度)に旧規程第2条第2号「個人研究助成費(B)」。個人研究助成費(B)とは2年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう。」の2年目の個人研究助成費(B)を受給する場合は、旧規程第6条第1項「個人研究助成費(B)及び共同研究助成費の支給を受けた者は、研究期間終了後2ヶ月以内に、第7条に定める研究成果とは別に、本学所定の研究報告書を運営委員会に提出しなければならない。」を適用する。